

第一部会 審議資料

資料 1 - 1

(事業名) 豊海地区第一種市街地再開発事業

部会審議項目(6) 騒 日 電 風 景 (は終了)

(環境影響評価の項目) 騒音・振動 (選定した項目) (年月日) 平成 29 年 6 月 22 日

項 目	環境影響評価書案	環境影響評価書案 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項 (2) 調査地域 (3) 調査手法 (4) 調査結果	P111～P124
予 測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域及び予測地点 (4) 予測手法 (5) 予測結果	P125～P149
環境保全のための措置		P150
評 価		P151～P154
都民の主な意見	別紙1のとおり	
関係区長の意見	別紙1のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成29年6月2日 (2) 担当委員 町田 信夫 委員 (3) 検討結果 意見あり (別紙2のとおり)	

都民の主な意見

- 1 清澄通り嵩上げに伴い、交差点「豊海区民館入口」から豊海方面に向け登り勾配になります。この通りは日常的に大型トラックが通行しており、現状でも加速時の排気ガスによる健康影響が危惧されている状態です。登り勾配になることで、加速時の排気ガス（および騒音）にどの程度の影響があるかを評価いただきたくお願いします。（当該道路は、全国の輸送業者のトラックが行き交い、整備不良とも思われる白煙/黒鉛を排気する車両もしばしば見受けられます。この実状も鑑みての評価をお願いします。）
- 2 今回の計画に合わせて、清澄通りの一部について、既存の防潮堤を陸こうへ構造変更する案が港湾局で計画されているようであるが、構造的に車両（トラック等）の騒音や排気ガスの影響が増大することが危惧される。これらの影響の可能性が払拭されないようであれば、現状の構造を維持する設計とすべきと考える。

関係区長の意見

【中央区長】

- 1 事業計画地に隣接して区立豊海小学校・幼稚園があることから授業等の妨げとならないように配慮し、次の事項についても十分な対策を講じること。
 - (1) 工事用車両の走行に当たっては、過積載を防止するとともに、当該路線の規制速度を遵守すること。
 - (2) 工事用車両や建設機械等の集中稼働を避けるとともに、使用の抑制を図ること。
 - (3) 工事の施工中は、工事用車両の走行や建設機械等の稼働に伴う建設作業の騒音・振動について把握し、その低減に努めること。

【港区長】

意見なし

項目：騒音・振動

意見	意見の取扱いについての事務局案
<p>建設機械の稼働に伴う騒音・振動レベルは、評価の指標を満足するもののこれらの数値が高く、また、計画地に隣接して小学校などの教育施設が存在し、本事業による影響が懸念されていることから、建設機械の稼働に当たっては、防音シートを設置するなどの環境保全のための措置を徹底すること。</p>	<p>指摘の趣旨を答申案に入れる。</p>

第一部会 審議資料

資料 1 - 2

(事業名) 豊海地区第一種市街地再開発事業

部会審議項目(6) 大 騒 日 電 風 景 (は終了)

(環境影響評価の項目) 日影 (選定した項目) (年月日) 平成 29 年 6 月 22 日

項 目	環境影響評価書案	環境影響評価書案 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項 (2) 調査地域 (3) 調査手法 (4) 調査結果	P155～P166
予 測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域 (4) 予測手法 (5) 予測結果	P167～P175
環境保全のための措置		P176
評 価		P176
都民の主な意見	別紙のとおり	
関係区長の意見	別紙のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成29年 6 月 6 日 (2) 担当委員 義江 龍一郎 委員 (3) 検討結果 意見なし	

都民の主な意見

- 1 北側に立地する集合住宅等への日影の影響が低減されるよう、計画建築物の配置や形状の見直しをお願いします。
- 2 当管理組合の建物の一部は現在計画されている建築物により日に2時間以上の日影が生じることとなり、許容できるものではない。また、日影障害の緩和または賠償問題への対応策を計画に反映すべきと考える。
- 3 私が居住する集合住宅は計画地の北側に立地し、3時間以上4時間未満の日影の影響が発生します。これは、本事業の目的である「計画地内及び地域が安全・安心、快適に暮らすための基盤整備」に抵触します。
本事業で計画されている建物の高さを再開発前の現行の建物の高さまで引き下げることを要望いたします。

関係区長の意見

【中央区長】

日影による周辺地域への影響について、地元住民に対して丁寧な説明を行うこと。

【港区長】

意見なし

第一部会 審議資料

資料 1 - 3

(事業名) 豊海地区第一種市街地再開発事業

部会審議項目(6) 騒 日 電 風 景 (は終了)

(環境影響評価の項目) 風環境 (選定した項目) (年月日) 平成 29 年 6 月 22 日

項 目	環境影響評価書案	環境影響評価書案 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項 (2) 調査地域 (3) 調査手法 (4) 調査結果	P187～P194
予 測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域及び予測地点 (4) 予測手法 (5) 予測結果	P195～P235
環境保全のための措置		P236
評 価		P236
都民の主な意見	別紙1のとおり	
関係区長の意見	別紙1のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成29年6月6日 (2) 担当委員 義江 龍一郎 委員 (3) 検討結果 意見あり (別紙2のとおり)	

都民の主な意見

- 1 風環境については、本計画実施の際に完成後、シミュレーションによる値との間に隔たりが生じることがあってはならない。そのような事案が確認された際の対応策を計画に反映すべきと考える。
- 2 風環境については、本準備組合から、「計画建築物建設後は、適切な防風対策を実施することにより、計画地内及び周辺地域の風環境に変化はあるものの、住宅地相当の風環境(ランク1及びランク2)を維持することができると予測します。」と記載があります。具体的には以下の措置をとるものと記載されています。
 - i. 地上部に防風効果のある植栽を適切に配置します。
 - ii. 防風効果を持たせる植栽については、転倒防止対策を実施するほか、維持管理を徹底します。
 - iii. 防風効果を持たせる植栽以外にも中高木を含む植栽を行います。上述の措置は近隣事情を踏まえると十分ではないと思料します。東京都中央区勝どき五丁目、六丁目には本事業が計画されている建物と同水準の高層住宅が建設されていますが、当該高層住宅の建設計画が近隣住民に説明された際、本事業の説明と同様、「住宅地相当の風環境を維持することができる」との説明がありました。
しかしながら、高層住宅の存在を起因とするビル風により煽られ、私の家族が移動中転倒して怪我を負う事故が発生しています。
本事業の説明だけでは同様の事故の再発を防止することは確認できませんので、本事業で計画されている建物の高さを再開発前の現行の建物の高さまで引き下げることを要望いたします。
仮に、本事業計画をそのまま認可され、その後、ビル風に煽られ転倒する事故が発生した場合、予見しうる事故に対する措置をとらなかったという点で重大な過失があると認定されうることもご案内のとおりです。

関係区長の意見

【中央区長】

- 1 事後調査において風環境の状況を把握し、必要に応じて追加の植栽を行う等の対策に努めること。
- 2 工事車両、風環境、景観その他環境影響についての苦情、問合せや相談に対して受付窓口を一本化し、苦情等に対して速やかに対応すること。

【港区長】

意見なし

項目：風環境

意見	意見の取扱いについての事務局案
<p>風洞実験により求められた風速比に対して、ガストファクターを設定し、日最大瞬間風速の超過確率を算出しているが、設定したガストファクターの数値や算出根拠等が不明確であることから、これらについて明らかにすること。</p>	<p>指摘の趣旨を答申案に入れる。</p>

「豊海地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案について (案)

第1 審議経過

本審議会では、平成29年1月26日に「豊海地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の予測において、最大着地濃度出現地点では、本事業による付加率が高い上に、計画地に隣接して小学校などの教育施設が存在することから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。

【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う騒音・振動レベルは、評価の指標を満足するもののこれらの数値が高く、また、計画地に隣接して小学校などの教育施設が存在し、本事業による影響が懸念されていることから、建設機械の稼働に当たっては、防音シートを設置するなどの環境保全のための措置を徹底すること。

【風環境】

風洞実験により求められた風速比に対して、ガストファクターを設定し、日最大瞬間風速の超過確率を算出しているが、設定したガストファクターの数値や算出根拠等が不明確であることから、これらについて明らかにすること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	平成 29 年 1 月 26 日	・評価書案について諮問
審議会	平成 29 年 3 月 28 日	・現地視察
部 会	平成 29 年 4 月 20 日	・項目別審議 大気汚染、景観
部 会	平成 29 年 5 月 15 日	・項目別審議 電波障害
部 会	平成 29 年 6 月 22 日	・項目別審議 騒音・振動、日影、風環境 ・総括審議
審議会	平成 29 年 6 月 29 日	・答申（予定）

※都民の意見を聴く会は、都民からの公述の申し出がなかったため開催されなかった。

【項目別検討の実施状況】

環境影響評価の項目	項目検討の実施年月日
大 気 汚 染	平成 29 年 4 月 10 日
騒 音 ・ 振 動	平成 29 年 6 月 2 日
日 影	平成 29 年 6 月 6 日
電 波 障 害	平成 29 年 4 月 20 日
風 環 境	平成 29 年 6 月 6 日
景 観	平成 29 年 4 月 11 日